# 農地転用について(千葉県の場合)

## 1 農地の転用とは

農地に建物を建てるとか、農地以外のものに利用する場合には，許可が必要です。
農地を農地以外にすること，農地の形状などを変更して住宅，工場，商業施設，道路等にすることを，『農地転用』と言います。
また，農地の形状を変更しない場合でも，資材置場，駐車場のように，耕作目的以外に使用することも含まれます。

1) 4 ヘクタール以下の農地を農地以外のものにする場合は，「県知事許可」が必要です
（権限を委譲している市がありますので御注意ください。）。
2) 4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合は，「農林水産大臣許可」が必要です。
3) 市街化区域内にある農地の転用は，農業委員会へ「届出」が必要です。

＜参考＞農地転用許可の事務処理は、以下のとおり区分されています。

| | ２ヘクタール以下 | ２ヘクタールを超え<br>４ヘクタール以下 | ４ヘクタール超え |
|---|---|---|---|
| 農地法<br>第４条<br>第５条 | 県農林振興センター<br>（企画調整室）<br>千葉市農業委員会<br>流山市農業委員会<br>我孫子市農業委員会 | 県農地課 | 農林水産大臣<br>（関東農政局） |

千葉市、流山市、我孫子市の農地に関する転用は各農業委員会が許可事務を行っております。
ただし、移譲市（千葉市、流山市、我孫子市）であっても他の市町村にまたがる場合は従来どおり知事の許可となります。

## 2 許可等の流れ

○県知事許可（4ha 以下）

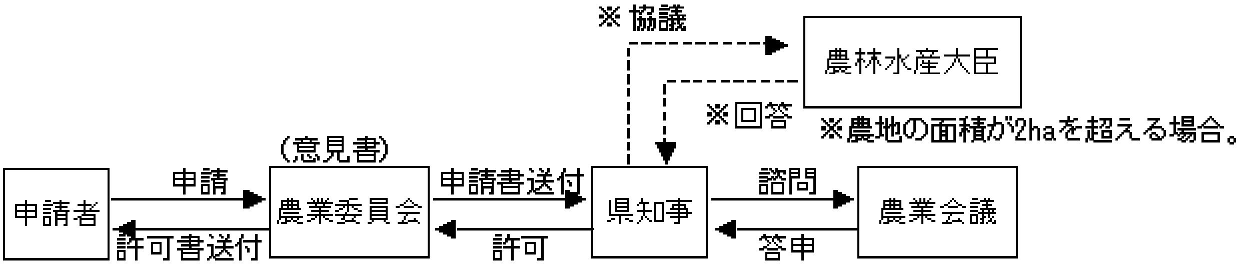


○農林水産大臣許可（4ha を超える場合）

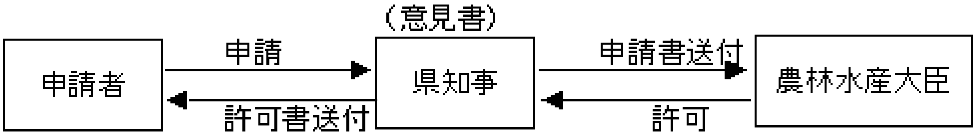

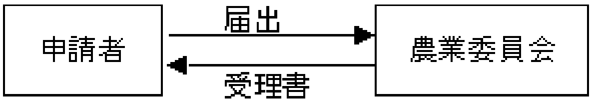
○届出（市街化区域内）